

仕様書（案）

1 件名

自転車安全利用の啓発に係る動画制作業務委託

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月 31 日まで

3 業務概要

近年、文京区において自転車利用者の交通事故死傷者数が増加していることから、特に増加が顕著な 10 代後半～60 代前半の年代をターゲット層として、自転車安全利用を啓発するためのショート動画を作成するとともに、動画の効果的な配信等に関する業務を行う。

なお、制作したショート動画は、区が公式 YouTube(ショート)で公開する。

4 業務内容

以下に定めるもののほかは、区が実施した「自転車安全利用の啓発に係る動画制作業務委託プロポーザル」(以下、「プロポーザル」という。)による選定において提出された企画提案書(別紙のとおり)に記載した内容(以下、「企画提案内容」という。)に基づき、区と協議の上で決定する。

(1) 基本事項

① 動画の企画立案及び絵コンテ等の作成

受託者は、動画制作の企画に当たり、企画提案内容を基に区と打合せを行い、内容や撮影イメージの共有、絵コンテ及び台本の作成を行うこと。打合せは、原則として対面によるが、区と協議の上、メールやオンラインミーティングも可能とする。

動画は、絵コンテ及び台本の段階で区の了承を得た上で制作することとする。

② 映像撮影

撮影時は、肖像権等の侵害に当たらないよう配慮し、必要に応じてしかるべき対応を講じることとし、撮影に関する一切の手続き、必要機材及び人員の手配を行うこと。

③ 映像編集

撮影した動画のカット編集・音声調整・現地環境音等・色調整・BGM・テロップ・ナレーションを追加した編集版の制作及びこれらのサムネイル作成を行うこと。また、適宜、効果的にスーパーインポーズ編集を行うこと。

なお、動画には、(2)及び(3)で制作する動画全体を通じて統一感を持たせること。

④ 著作権

本委託により作成した動画に係る著作権等の一切の権利は、文京区に帰属するものとする。また、これに伴い必要となる手続きや調整は、本受託の範囲内とする。

⑤ 校正

区は、一動画につき3回まで校正を行うこととする(但し、肖像権等に係るような重大な校正依頼が反映されていない場合は、回数を増やして対応すること)。また、区の確認期間として 10 営業日以上(関係者が複数ある場合は 20 営業日以上)を設け、修正依頼や要望があった場合は、可能な限り対応すること。ただし、区の都合により撮影時期が令和9年1月以降の場合には、区と受託者が協議のうえ校正期間を決定するものとする。

⑥ 協力内容の作成

区が、区民や関係機関等に対し、本事業に関する説明や協力依頼を行うにあたり、動画内容の説明及び企画提案内容に基づく視聴促進に係る文書案を作成すること。

⑦ データの取り扱い

動画のうち、地域との連携による動画の元データは、受託者の責任において本受託期間が終了する日をもって復元できない形で破棄すること。

⑧ 苦情発生時の対応

撮影に起因する苦情があった場合は、対応を行うこと。

⑨ 緊急時の対応

本委託に関する業務の履行において、災害時には、人命を最優先とすること。また、感染症等への予防及び発生時に適切な対応をすること。

⑩ 広報媒体及び区公式 SNS 運用ポリシー等の遵守

本事業では、区報及び区ホームページのほか、区公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、「区公式 SNS」という。)を活用する。使用できる区公式 SNS は、YouTube、X、LINE、Facebook とする。これらには、運用ポリシー(区ホームページのページ ID: 5873、5804)があり、これに則り、区は、制作したショート動画を YouTube で公開し、区公式 SNS を用いた周知活動を行う。このほか、区は、受託者からの企画提案内容に基づき、受託者と協議のうえで詳細を確定し公開等を行うが、災害などのやむを得ない事情により公開や発信が急遽変更となる場合がある。

(2) 指定テーマ等に基づく動画制作

指定テーマに基づく撮影は、以下のとおり、区が指定した場所で行うこと。この撮影場所以外で、動画制作のために必要な撮影場所がある場合は、区と協議のうえ、受託者において手配すること。

指定テーマ	撮影場所
原則、車道走行 歩道走行時は徐行	文京シビックセンター前(文京区春日一丁目 16 番 21 号前)
三叉路	後樂園駅前交差点(文京区春日一丁目 2 番 3 号前)
	本駒込駅前交差点(文京区向丘二丁目 37 番 3 号前)
変則的な交差点	小石川三丁目地内交差点(文京区小石川三丁目 19 番 15 号前)

動画の本数は、企画提案内容に基づき指定テーマごとに1本以上、合計3本以上とし、各

動画における秒数を含め企画提案内容に基づき、区と協議のうえで決定する。

このほか、企画提案時の指定テーマごとに制作した動画の内容を1本にまとめ、かつ、他の動画の紹介を含めた文京区コミュニティバス「Bーぐる(ビーグル)」内放映用動画(規格は 5(1)のとおり)を制作すること。

なお、直近の放映予定期間は、令和9年4月から6月とする。

(3) 地域団体等との連携による動画制作

① 共通事項

区が招く著名人や区内大学の学生等とともに自転車の安全利用に関する撮影を行い、動画を制作する。動画は、(2)により制作する動画と統一感をもたせること。

次の表に定めがない内容については、区と受託者が協議の上で決定する。受託者は、いずれの企画においても撮影場所の事前確認を1回行うこととし、日時は区と調整のうえ決定する。

区	受託者
・撮影会場及び著名人控室(机やカーテン等の備品含む)の手配 ・消耗品の購入(原則、事業者からの企画提案により別途必要となる消耗品は除く。) ・著名人への出演等交渉及び謝礼 ・出演者の肖像権等に関わる承諾書の取得 ・事前打合せ及び撮影当日の進行管理	・著名人のヘアメイク(鏡を含む。) ・控室当日の整備(飲料及び軽食の手配) ・出演者の承諾書案の作成(撮影日の一か月前までに、区が指定するメールアドレスあてデータ提出)

② 企画A

区内大学の学生と企画したクイズバトルの様子を撮影した内容を素材とした動画を3本以上制作すること。また、動画制作の観点から、区内大学の学生が行う打合せ(3回程度)にアドバイザーとして出席すること。

著名人の人数	最大5名(文化人)
撮影時期	令和8年6月～令和9年1月のうち、区が指定する1日
撮影時間	著名人が関わる部分は1時間まで(最大3時間)
撮影場所	室内(文京シビックセンター内を予定)
その他	・動画制作の観点から、区内大学の学生が行う打合せ(3回程度)にアドバイザーとして出席すること。 ・事前打合せの時期は令和8年4～6月を予定し、撮影日時や開催方法は、学生の意向を踏まえ令和8年4月までに決定する。 ・学生への謝礼は、総額10万円を受託者が支払う。 ・クイズを行うために必要な物品は、区が用意する。

③ 企画B

著名人を招き、企画提案内容に基づき実施する様子を撮影した内容を素材とした動

画を1本以上制作すること。

なお、当日の撮影は、提案内容に基づき行うものとする。

著名人の人数	1名(スポーツ選手)
撮影時期	令和8年6月～令和9年1月のうち、区が指定する1日
撮影時間	著名人が関わる部分は 30 分まで(最大2.5時間)
撮影場所	室内(区内保育施設1箇所を予定) ※企画提案内容に応じて屋外での撮影交渉が必要な場合の交渉は、区が行う。交渉が成立しない場合や悪天候の場合は、臨機応変に対応すること。
現場立会	事前1回、当日1回
その他	・撮影に参加する保育施設との協議は、区が行う。 ・子どもの出演に関する承諾書は、区が取得する。 ・撮影時に必要なヘルメットは 10 個を上限に、SG マークなどの安全規格を取得した新品を区が用意する。

(4) 効果的な配信等に関する業務

納品後であっても動画やその他制作物の微修正が必要となった場合は対応すること。

- ① 効果的な動画の配信スケジュールとすること。
- ② 配信時のサムネイル等は、最新のアルゴリズム及び4(1)⑩の区 SNS ポリシーを考慮し、効果的な量・内容とすること。
- ③ 動画の視聴促進を目的として、区民(在住・在勤・在学)を対象に、ヘルメットをプレゼントする。プレゼントするヘルメットは、4(3)企画 B において撮影で使用するヘルメットを含め、SG マークなどの安全規格を取得した新品 10 個程度を区が用意する。受付や抽選、発送(令和9年3月まで。配送に係る経費を含む。)に関する事務についても原則区で行うが、応募方法等は、企画提案内容を基に区との協議のうえ決定する。プレゼントの応募形態は、区が作成する LoGo フォームを用いて応募を受け付けるものとし、当該フォームにおいて送付先等の個人情報(氏名・住所・勤務先・通学先)の収集も同時に行ったうえで抽選を実施する方式とする。
※LoGo フォームとは、株式会社トラストバンクが提供する自治体専用ノーコード電子申請システムのこと。
- ④ 動画の視聴促進のため、区が実施する動画の周知活動に用いる素材として、以下を対象ごとに作成し、データで納品すること。配信(カラー)、印刷及び配布等は区が実施する。配信等のスケジュールは上記①に基づくものとする。

No.	対象	種類	周知形式	想定媒体
1	未就学児保護者	チラシ	PDF データ	スマートフォン (連絡用アプリケーション)
2	小学生以上の保護者			

3	区内事業者			パソコン
4	未就学児保護者	投稿文	文面データ	スマートフォン (連絡用アプリケーションやメール)
5	一般	紹介カード	紙 (86mm×54mm)	現物配布(会議の席上配布 や窓口配架 など)
6	町会、商店会	チラシ	紙(A4判)	回覧板・掲示板
7	自転車利用者	チラシ	紙(縦 22.3cm 横 5.5cm、B4 判 に6列)	自転車への現物巻き付け
8	一般	チラシ	紙(A4判)	現物配布(個別送付、回覧 など)

※No.5は、カラー又はモノクロによる両面印刷。No.6～8はモノクロ片面印刷。

※No.8は、最大3パターン作成すること。作成時点は、区と事業者が協議のうえ決定する。作成時点までにアップロードされた動画について、広く周知するために使用する。

※区の方針や地域の要請により変更になる場合がある。変更となる場合は、可能な限り代替媒体にも対応すること。

(5) 事業スケジュール

本仕様書及び企画提案内容に基づき、区と協議の上決定する。受託者は、契約締結後、区と協議の上、速やかに協議結果に基づくスケジュールを区に提出すること。

5 納品物

企画提案内容に基づき最新のアルゴリズム等を考慮した内容で納品すること。また、配信年度が限定される内容を含む場合には限定される内容を削除した動画等を合わせて納品すること。

なお、生成 AI により制作された動画等の納品は不可とする。

【納品形態】

区校了後の動画を MP4 形式、WMV 形式及び企画提案内容を実現するために必要な仕様で CD-R または DVD-R に格納し、地域との連携を素材とした動画制作に関する動画の元データ及び効果的な配信等に関する業務に関する納品物及び元データは CD-R または DVD-R (ハードディスクドライブまたはソリッド・ステート・ドライブも可とする。)に格納し合わせて納品すること。

(1) 動画データ

- ・YouTube のショート動画(動画データ、サムネイル画像、タイトル、投稿文、ハッシュタグの内容)
- ・B-ぐる内で放映する動画(規格は以下のとおり)

呼 称	HD
解像度	1280×720
アスペクト比	16:9
ファイル形式	mp4
秒 数	30 秒
音 声	なし

(2) 効果的な配信等に関する業務

- ・ 企画提案内容として記載された区公式 SNS における投稿素材(投稿文等)一式
- ・ 4(4)効果的な配信等に関する業務に係る納品物及び元データ一式

(3) その他

企画提案時にその他提案があれば、その一式

6 納期

公開開始日の前日を起算日として 20 営業日前までには動画データを、公開開始日の前日を起算日として 1 か月前までには効果的な配信等の補助業務における広報素材データを納品することとし、令和9年2月末までに全ての動画データを納品すること。

※効果的な配信等に関する業務については、令和9年3月末までを委託期間とする。

※企画提案時に、その他の提案がある場合の納期は、企画提案内容に基づき、区との協議の上で決定する。

7 安全配慮義務

撮影等にあたり、著名人を除く協力者について、個人が特定されないよう留意すること。また、現地撮影などを行う場合には、交通安全に十分な配慮を行うものとし、事故等の発生時には、必要な各種届出や通報を優先したうえで速やかに区に報告すること。

受託者は、区が必要と判断した場合は、3営業日以内に発生及び対応の経過が分かる報告書等を提出すること。

8 秘密保持

- (1) 本受託により知り得た内容について、本受託終了後も他言及び公開しないこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

9 業務実施上の条件

本受託にあたり、プロポーザルにおいて提出書類に記載したプロジェクトマネージャー及びプロデューサーは、変更してはならない。やむを得ない事情がある場合に限り、区の承諾を得て変更すること。また、個別の業務を再委託するには区の承諾が必要であり、本業務委託の

全てを一括して再委託することはできない。

10 支払方法

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払うものとする。

11 契約不適合責任

本契約終了後1年以内に履行内容及び納品物件等に仕様書に定める業務要件との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、受託者の責めに帰すべき事由に限り区は、受託者に対して契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに、契約金額を上限に損害の賠償を請求することができる。

12 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1)に関することを除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当者を行うこと。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (8) アスベストを含有していない製品を納品すること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (10) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年9月文京区条例第

39 号)第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針(令和3年3月 31 日付 2020 文総総第 1777 号)」を踏まえ、性別(性自認及び性的指向を含む。)に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

- (11) 本契約の履行に当たり、業務内容に個人情報の取扱い(取得・入力・編集・分析・出力等)が含まれる場合は、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書又は請書と共に区契約事務担当に提出すること。

13 連絡先

契約事務担当 総務部契約管財課契約係	電話 5803-1150(直通)
事業執行担当者 土木部管理課交通安全係 武居・赤岡	電話 5803-1244(直通)